

## 首里城正殿完成記念事業に係るデジタルコンテンツ等 制作業務委託 企画提案 応募要領

この要領は、首里城正殿完成記念事業に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託に関する企画提案および契約の締結において、留意すべき事項を記したものである。企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1 主 催：沖縄県立埋蔵文化財センター

### 2 業務概要

(1) 事業名：首里城正殿完成記念事業に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託

(2) 目的：本事業は、首里城正殿完成を記念して、沖縄県教育委員会が実施した首里城関連の発掘調査で出土した埋蔵文化財等の展示や関連講座を開催する。

沖縄県教育委員会では、首里城の往時の姿を復元するために約 30 年間にわたり発掘調査を実施してきた。首里城跡の内郭・外郭と城壁を含むほぼ全域において実施した発掘調査では、城壁や城門、建物の基壇遺構などが見つかり、そこから首里城の構築技術や防御に関する工夫のほか、城内の建物配置を知ることができた。また、大量の貿易陶磁器や建築部材などの出土遺物からは、かつての王城における生活や海外諸国との交易の様子を知ることができる。また、これらの遺構や出土品が、正殿をはじめとした首里城の復元における基礎資料の一つとなっている。

沖縄県立埋蔵文化財センターでは、首里城正殿完成記念事業を実施するにあたり、発掘調査をとおして明らかになった首里城や沖縄の歴史について、デジタルコンテンツを活用することにより、幅広い年齢層が楽しみながら学ぶことができる機会を提供することを目的とする。

さらに写真やイラストを多用し、わかりやすい文章でまとめたビジュアル版を作成して発信することにより、小・中・高校生が興味・関心を高めながら首里城の歴史等についての理解を深めることができるようにする。

(3) 業務内容：業務委託仕様書のとおり

(4) 業務期間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 契約限度額：19,000,000 円

(6) 本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件を満たすものを公募により選定し、当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

3 応募資格：次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

（注）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしたものにあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

(4) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。

- (5) 過去5年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体等と、デジタル技術（AR/VR/XR等）を活用した歴史・文化に関する展示業務を複数回担当した実績があること。
- (6) 本業務に従事する正・副計2名以上の担当者を割り当てること。従事する正の担当者は、過去5年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体等と、デジタル技術（AR/VR/XR等）を活用した歴史・文化に関する展示業務を複数回担当した実績があること。
- (7) 本業務に従事するディレクターを割り当てること。従事するディレクターは、過去5年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体等と、デジタル技術（AR/VR/XR等）を活用した歴史・文化に関する展示業務または映像作成業務においてディレクションを担当した実績があること。
- (8) 当該業務の見積額が契約限度額以内であること。
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。  
共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする
  - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
  - ② 共同企業体を構成する全ての構成員が（1）～（4）の要件を満たす者であること。
  - ③ 共同企業体を構成するいずれかの事業者が（5）の要件を満たす者であること。
  - ④ 共同企業体を構成する事業者全体で（6）の要件を満たす者であること。

#### 4 応募方法等

##### (1) 参加申込

- ① 申込期限：令和8年5月15日（金）17時まで
- ② 提出書類：参加申込書【様式1】、会社概要【様式3及び様式3-2】、誓約書【様式6】、  
※共同企業体での応募の場合は共同企業体協定書【様式4】
- ③ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）  
※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

##### (2) 企画書提案書

- ① 提出期限：令和8年5月15日（金）17時まで
  - ② 提出書類：企画提案応募申請書【様式2】  
企画書
  - ③ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）。
  - ④ 提出部数：企画書8部
- ※詳細については「5 規格提案書について」を参照

##### (3) 質問事項について

質問事項がある場合は、質問票【様式5】をFAX又はメールで提出すること。  
 質問受付期間：令和8年4月27日（月）から令和8年5月11日（月）17時まで  
 質問の回答：令和8年5月13日（水）までに沖縄県ホームページに随時掲載

#### 5 企画提案書について

- (1) 提出期限：令和8年5月15日（金）17時まで

##### (2) 提出書類

- ① 企画提案応募申請書【様式2】
- ② 企画書（A4版縦横自由、25頁以内※表紙・目次は含めない）

###### ア 企画書の内容

企画書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、次の各項目の記述を必須とする。

- (ア) 業務実施方針
- (イ) 業務実施体制
- (ウ) 類似業務受託実績

・過去5年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体等と、デジタル技術（AR/VR/XR等）を活用した歴史・文化に関する展示業務を複数回担当した実

## 績と役割

### (エ) 担当者の略歴書

- ・従事する正の担当者の、過去5年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体等と、デジタル技術（AR/VR/XR等）を活用した歴史・文化に関する展示業務を複数回担当した実績があること。
- ・従事するディレクターの過去5年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体等と、デジタル技術（AR/VR/XR等）を活用した歴史・文化に関する展示業務または映像作成業務においてディレクションを担当した実績

### (オ) 業務スケジュール

仕様書で定義された計画を実現するための具体的な実行計画を提示すること

### イ 提案内容

デジタルコンテンツ及びビジュアル版について、事業目的に則り、仕様書を踏まえ首里城等の歴史及び埋蔵文化財への興味・関心を高め、学習活動への接続につながる構成を提案すること。

#### (ア) デジタルコンテンツ

(ア)-1 埋蔵文化財調査や出土資料の本質的な価値や魅力を引きだし、首里城のみならず周辺の遺構についても、幅広い年齢層が楽しく学べる内容を提案すること。

(ア)-2 出前授業でも活用できるコンテンツを含むこと。

(ア)-3 導入する機材に加え、出前授業等で想定される多様な学習環境（学校配備端末等）にも配慮した、柔軟なシステム構成を提案すること。

(ア)-4 開発プロセスにおいて、早期に一部機能を動作可能な状態で制作し、現場での検証結果を最終成果物に反映させる、段階的な試作・改善を伴う制作手法を提案すること。

#### (イ) ビジュアル版

(イ)-1 小学生～高校生を対象にした「読みやすい・解りやすい・使いやすい」紙面を提案すること

(イ)-2 全体を通した紙面の構成案（背表紙・章立てなど）

(イ)-3 出前授業の教材として、小学生～高校生が興味・関心を高めながら首里城の歴史等について理解を深めることができる仕様を提案すること。また、「首里城や埋蔵文化財について“もっと調べたい”、“訪れたい”」という思いを引き起こし、本県の文化財に誇りをもつ紙面づくりの工夫やアイデアを提案すること。

(イ)-4 具体的提案として、資料1に示した文章・写真を使用した紙面構成（見本）を提出すること。

### ウ 見積書

提案にあたっては、総額19,000,000円（税込）の範囲内で見積ること。ただしこの金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

積算の費目は次の内容で作成すること。

- ①直接人件費
- ②直接経費
- ③再委託費（契約書案第9条に基づく）
- ④一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内）
- ⑤消費税
- ⑥その他（上述の費目以外の必要な経費を随時追加）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

## 6 選定及び審査基準

### (1) 選定方法

受注候補者の選定は次のとおり行うものとする。

#### 第一次審査

参加申込書及び企画書の提出後、沖縄県立埋蔵文化財センターにおいて、企画書の審査を行い、順位点数の高い上位3者を企画プロポーザルにおけるプレゼンテーション参加業者と

する。なお、申請者の資格要件について、資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とする。

審査結果は、令和8年5月20日（水）に通知するものとする。

#### 第二次審査

選定委員会が、企画書及び応募者によるプレゼンテーションについて審査を行い、各委員が総合得点の高い方を上位として順位付けをした後、各委員の付けた順位をポイントとして置き換え、各委員のポイントを集計し、最もポイントの大きい方を委託候補者として選定する。

なお、最もポイントの大きい上位者が2者以上あるときは、委員の合議にて決定する。

#### (2) 審査基準

次の5項目すべてを評価する総合評価方式により選考する。

※順位にかかわらず、100点満点中、55点未満の団体は選定しないものとする。

- ①業務実施方針 10点（本業務の目的、条件、内容について適切に理解しているか）
- ②業務実施体制について 10点（業務を実施するうえで適切な体制となっているか、実施体制に関する役割分担が明確であるか）
- ③類似業務受託実績及び担当者、ディレクターの略歴について 10点（過去に複数回行った実績と役割が明確であるか）
- ④提案内容について 60点（実施可能な技術を保有している課、本事業の目的に沿った提案があるか、本センターの特性を配慮し埋蔵文化財調査や出土資料の本質的な価値や魅力を引き出した内容か、読みやすい・解りやすい・使いやすい紙面構成か）
- ⑤業務スケジュールについて 10点（業務スケジュールに実効性はあるか）

#### 7 企画提案選定委員会

- (1) 予定日：令和8年5月25日（月）午前
- (2) 実施方法：応募者によるプレゼンテーション（沖縄県立埋蔵文化財センター研修室で実施）  
企画提案者は、企画書により説明20分程度及び質疑応答を10分程度行うものとする。説明は、事前に提出した資料を用いて説明し、追加資料は認めない。
- (3) 審査結果の通知：令和8年5月27日（水）（予定）応募者あて最上位者名を通知
- (4) 委託契約の締結時期：令和8年6月1週目（予定）

#### 8 その他

- (1) 企画提案に要する経費、選定委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする
- (2) 企画書など提出された書類等は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。なお、提出された参加申込書及び企画書は公開しない。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1事業者（1共同企業体）当たり、提案は1件とする。
- (5) 募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (6) 事務取扱については、沖縄県の休日を守る条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。
- (7) 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 企画書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。
- (9) 現場条件の変更、天災等、受注者の責めに帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。
- (10) 参加資格の喪失  
本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加申込書、企画書及びその他提出書類に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、失格とする。  
なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受託者の決定時において指名

停止期間中である者の評価も無効とする。

(11) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 契約保証金について（抜粋）

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）または地方自治体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 9 提出、問い合わせ先

沖縄県立埋蔵文化財センター 総務班 村吉

調査班 金城

〒903-0125 沖縄県中頭郡西原町字上原 193 番の 7

TEL : 098-835-8751 FAX : 098-835-8754

Email : xx318019@pref. okinawa. lg. jp